

# じどうふくし 児童福祉 のこと

## ほいくじょ 〇保育所 のこと

ほいくしよ ほごしゃ しごと びょうき あさ ゆうがた あいだ ほいく こども ほいく  
保育所は 保護者が 仕事や 病気などで 朝から 夕方の 間に 保育ができない 子供を 保育  
する施設です。 こども せわ  
子供を あずかって、世話を する ところです。

う かげつ す しょうがっこう い こ  
生まれてから だいたい 6ヶ月を 過ぎてから、小 学校に 行くまでの 子どもを あずかります。

ほいくしよ はら かね ほいくりょう りょうしん ほごしゃ はら ぜいきん しみんぜいがく  
保育所に 払う お金（＝保育料）は、両 親など 保護者が 払っている 税金（＝市民税 額）の  
きんがく き  
金額によって 決まります。

ほいくしよ こ もう こ ひつよう  
保育所に 子どもを あずける ためには、申し込みが 必要です。

にゆうしよ ほいくじょ こ もう こ ほいくにゆうしよか う つ  
入 所（保育所に 子どもを あずけること）の申し込みは、保育入 所 課で 受け付けています。

しゅっせいとどけ てつづ お にゆうじ もう こ がつ にちにゆうしよ のぞ  
出 生 届 の手続きが終わった 乳 児から申し込みができます（12～4月 1 日 入 所を除く）。

にゆうしよきぼうび しめきりび ちが くわ ほいくにゆうしよか き  
入 所 希望日によって 締切日が 違ってきます。 詳しくは 保育入 所 課に 聞いてください。

とく がつ がつ ほいくじょ こ しめきりび はや  
特に、1 2 月～4 月から 保育所に 子どもを あずける ためには、締切日が 早くなります。

しめきりび し こうほう し  
締切日は 市の 広 報＜お知らせ＞を みて ください。

また、それ以外 の いがい つき こ  
月からでも、子どもを あずかる ことが あります。それは、それぞれの

ほいくじょ こ すく  
保育所であずかっている 子どもが 少ないときです。

れんらくさき  
（連絡先）

にしのみやしやくしよ ほいくにゆうしよか  
西 宮 市 役 所 保育入 所 課 0798-35-3160

※<sup>ほいくにゆうしょか</sup>保育入所課で<sup>う</sup>受け付ける<sup>にんかほいくしせつ</sup>認可保育施設の<sup>にんかがいほいくしせつ</sup>ほかに、認可外保育施設があります。

<sup>ほいくりょう</sup>保育料と<sup>にゆうしょ</sup>入所の決定は、<sup>けつてい</sup>保護者と<sup>ほごしゃ</sup>施設の人<sup>しせつ</sup>の間<sup>ひと</sup>で<sup>あいだ</sup>決めます<sup>き</sup>。

<sup>くわ</sup>詳しいことは、それぞれの<sup>にんかがいほいくしせつ</sup>認可外保育施設に<sup>ちよくせつ</sup>直接<sup>き</sup>聞いてください。

## ○ <sup>じどうそうだんじょ</sup>児童相談所 のこと

<sup>じどうそうだんじょ</sup>児童相談所は、<sup>こ</sup>子どもの<sup>もんだい</sup>いろいろな<sup>そうだん</sup>問題を<sup>こ</sup>相談できる<sup>ぼうりよく</sup>ところです。子どもが、暴力を

<sup>う</sup>受れたり、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待を<sup>う</sup>受れたり、<sup>こころ</sup>心や<sup>からだ</sup>体に<sup>しょうがい</sup>障害があるなど、<sup>たす</sup>助けが<sup>ひつよう</sup>必要なときは、

<sup>そうだん</sup>相談してください。

<sup>ほいくじょ</sup>保育所などの<sup>こ</sup>子どもと<sup>かんけい</sup>関係のある<sup>こ</sup>ところが、子どもの<sup>もんだい</sup>問題を<sup>み</sup>見つけた<sup>じどうそうだん</sup>ときに、児童相談

<sup>じょ</sup>所へ<sup>れんらく</sup>連絡することが<sup>おや</sup>あります。また、<sup>ほごしゃ</sup>親などの<sup>こ</sup>保護者や<sup>かんけい</sup>子どもと<sup>ひと</sup>関係がある人が、<sup>ちよくせつ</sup>直接

<sup>じどうそうだんじょ</sup>児童相談所に<sup>い</sup>行って、<sup>そうだん</sup>相談することも<sup>でんわ</sup>電話で<sup>そうだん</sup>相談することも<sup>き</sup>できます。

<sup>れんらくさき</sup>  
(連絡先)

<sup>ひょうごけんにしのみや</sup>兵庫県西宮<sup>かていせんたー</sup>こども家庭センター 0798-71-4670

<sup>じゅうしょ</sup>住所：<sup>にしのみやし</sup>西宮市<sup>あおきちょう</sup>青木町 3-23

## ○ <sup>ぼしせいかつしえんしせつ</sup>母子生活支援施設

<sup>ぼしせいかつしえんしせつ</sup>母子生活支援施設は、まだ<sup>こ</sup>18さいに<sup>ぼしせたい</sup>なっていない<sup>たす</sup>子どもが<sup>こ</sup>いる<sup>ぼしせたい</sup>母子世帯を<sup>たす</sup>助ける<sup>こ</sup>ところ

です。<sup>ぼしせたい</sup>母子世帯とは、<sup>ははおや</sup>母親(=おかあさん)と<sup>こ</sup>子どもだけの、<sup>ちちおや</sup>父親(=おとうさん)が<sup>かぞく</sup>いない<sup>こ</sup>家族

の<sup>もんだい</sup>ことです。いろいろな<sup>こ</sup>問題があつて、子どもを<sup>そだ</sup>育てるときに<sup>こま</sup>困る<sup>ぼしせたい</sup>母子世帯を<sup>たす</sup>助けて、

<sup>こ</sup>子どもの<sup>せいかつ</sup>生活を<sup>まも</sup>守ります。

せいかつの<sup>こ</sup>いろいろなこと (にしのみやしの<sup>ぼあい</sup>ばあい)

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやしやくしよ じどう ぼし し えん か  
西 宮 市 役 所 児 童 ・ 母 子 支 援 課 0798-35-3166

## じょさんしせつ ○ 助産施設 のこと

じょさんしせつ こ しゅっさん こ う ひと たす  
助産施設とは、子どもを 出 産する (=子どもを 生む) 人を 助ける ところ です。

にんしん こ ひと こ う ひつよう かね  
妊 娠している (=子どもが おなかに いる) 人が 子どもを 生む ために 必要な お金

じょさんしせつ つか しょとく たか ひと はたら かね  
ないとき助産施設を 使う ことが できます。所得の 高い 人 (= 働 いて お金を

たくさん もらって いる人) は、この 施設を 使うことが できない ときが あります。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみや しやくしよ じどう ぼし し えん か  
西 宮 市 役 所 児 童 ・ 母 子 支 援 課 0798-35-3166

## じどうてあて ○ 児童手当 のこと

こうこうそつぎよう まえ さい さいしよ がつ にち じどう そだ かてい  
高 校 卒 業 の 前 (18歳に なって、 最 初 の 3月31日) までの 児 童 を 育 てて いる 家 庭 は、お

かね  
金 を も ら う こ と が

できます。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやしやくしよ こそだててあてか  
西 宮 市 役 所 子 育 て 手 当 課 0798-35-3189

## じどうふようてあて ○ 児童扶養手当 のこと

じどうふようてあてせいど ははおや ちちおや こ  
児 童 扶 養 手 当 制 度 は、 母 親 (=おかあさん)、 父 親 (=おとうさん)が ひとりで 子どもを そだててい

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

る <sup>かてい</sup>家庭の <sup>せいかつ</sup>生活を <sup>たす</sup>助ける <sup>せいど</sup>制度です。

<sup>こ</sup>子どもを <sup>ひとりで</sup> <sup>そだ</sup>育てている <sup>ははおや</sup>母親（＝おかあさん）、父親（＝おとうさん）は、お金を <sup>もらう</sup> <sup>ことが</sup> <sup>できます。</sup>

<sup>かね</sup>お金を <sup>もらえ</sup>る <sup>ひと</sup>人は、<sup>さい</sup>18歳になって <sup>さいしょ</sup>最初の <sup>がつ</sup>3月31日が <sup>にち</sup>来るまでの <sup>こ</sup>子どもがいる <sup>かてい</sup>家庭 <sup>ははおや</sup>です。母親や <sup>ちちおや</sup>父親が <sup>こころ</sup>心や <sup>からだ</sup>体に <sup>おも</sup>重い <sup>びょうき</sup>病気を <sup>もっている</sup>ときも <sup>もらう</sup> <sup>ことが</sup> <sup>でき</sup>ます。

<sup>こ</sup>子どもが、<sup>こころ</sup>心や <sup>からだ</sup>体に <sup>ちゅうていど いじょう</sup>中程度以上の <sup>しょうがい</sup>障害が <sup>ある</sup>ときは、その <sup>こ</sup>子どもが <sup>さい</sup>20歳に <sup>な</sup>

<sup>かね</sup>るまで、お金を <sup>もら</sup>う <sup>ことが</sup> <sup>でき</sup>ます。<sup>もらえ</sup>る <sup>かね</sup>お金は、<sup>こ</sup>子どもを <sup>そだ</sup>育てている <sup>ひと</sup>人の <sup>しょうとく</sup>所得や

<sup>こ</sup>子どもの <sup>にんずう</sup>人数によって <sup>き</sup>決まります。

<sup>こころ</sup>心や <sup>からだ</sup>体に <sup>ちゅうていど いじょう</sup>中程度以上の <sup>しょうがい</sup>障害が <sup>ある</sup>場合は、<sup>ばあい</sup>所得の <sup>しょうとく</sup>高い <sup>たか</sup>人（＝<sup>ひと</sup>働いて <sup>はたら</sup>お金を <sup>かね</sup>

<sup>ひと</sup>たくさん <sup>もら</sup>って <sup>いる</sup>人）は、<sup>もら</sup>えない <sup>ことも</sup> <sup>あり</sup>ます。

<sup>れんらくさき</sup>  
（連絡先）

<sup>にしのみやしやくしよ</sup>にしのみやしやくしよ <sup>こそだててあてか</sup>こそだててあてか  
西宮市役所 子育て手当課 0798-35-3190

## とくべつじどうふようてあて ○ 特別児童扶養手当 のこと

<sup>とくべつじどうふようてあてせいど</sup>特別児童扶養手当制度は、<sup>こころ</sup>心や <sup>からだ</sup>体に <sup>ちゅうていど いじょう</sup>中程度以上の <sup>しょうがい</sup>障害を <sup>もっている</sup>、<sup>さい</sup>20歳に <sup>な</sup>って

<sup>こ</sup>いない <sup>そだ</sup>子どもを <sup>かてい</sup>育てている <sup>せいかつ</sup>家庭の <sup>たす</sup>生活を <sup>せいど</sup>助ける制度です。

<sup>かね</sup>お金を <sup>もら</sup>う <sup>ことが</sup> <sup>でき</sup>るのは、<sup>こ</sup>子ども <sup>そだ</sup>そだてている <sup>ちちおや</sup>父親（＝おとうさん）か <sup>ははおや</sup>母親（＝おかあさん）です。

<sup>ちちおや</sup>父親や <sup>ははおや</sup>母親の <sup>こ</sup>かわりに <sup>そだ</sup>子どもを <sup>ひと</sup>育てている <sup>かね</sup>人も <sup>もら</sup>お金を <sup>もら</sup>う <sup>ことが</sup> <sup>でき</sup>ます。

<sup>しょうとく</sup>所得の <sup>たか</sup>高い <sup>ひと</sup>人（＝<sup>はたら</sup>働いて <sup>かね</sup>お金を <sup>とく</sup>たくさん <sup>もら</sup>って <sup>いる</sup>人）は、<sup>もら</sup>えない

<sup>せいかつ</sup>せいかつの <sup>いろいろ</sup>いろいろなこと （<sup>にしのみやし</sup>にしのみやしの <sup>ばあい</sup>ばあい）

ことが あります。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやしやくしよ こそだ てあてか  
西 宮 市役所 子育て手当課 0798-35-3189

※ くわ 詳しいことは、にほんご ひと いっしょ き 一緒に 聞いてください。